

現況届について

平成 26 年 1 月から手続き方法が変更されました

年金を受けるみなさんには、毎年お誕生の月に現況届を提出していただいていたが、当基金でも平成26年1月から年金機構と同様に住民基本台帳による現況確認(住基ネットによる確認)ができるようになりました。

これにより、現況届を毎年誕生月にお送りしていた方々のうち、**住民登録住所と基金への届出住所が一致している方々につきましては、現況届のご提出が不要**となりました。

ただし、住基ネットに登録されていない・ご希望により住民登録住所以外の住所を基金に登録・海外居住・外国籍等で、**住基ネットによる確認ができない方々につきましては、これまでどおり現況届が必要**になります。

現況届は、毎年継続して年金を受給していただくための大切な届出です。

お手元に届きましたら、誕生月の末日までに自書でご記入のうえ、必ずご提出ください。自署できないときは、代理人のご記入でもかまいません。

(その場合は、代理人署名欄のご記入も忘れずをお願いします)

現況届は誕生月の初旬に基金からハガキでご自宅にご案内を送付しますのでその月中にご提出ください。ご提出がない場合は、年金の支払いが一時差止められることとなりますのでご注意ください。